

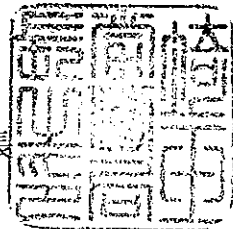


埼労発基 0530 第 3 号

平成 28 年 5 月 30 日

埼玉産業保健総合支援センター センター長 殿

埼 玉 労 働 局 長



平成 27 年の職場における熱中症による死傷災害の発生状況について

労働行政の運営につきまして、日頃から格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 28 年 3 月 8 日付け埼労基発 0308 第 1 号「平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について」でお知らせしたとおり、埼玉労働局では、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619002 号で示した「職場における熱中症の予防について」（別紙 2 の中の添付資料の別紙 1、以下「基本対策」という。）に従い推進しているところです。

埼玉県内では、平成 27 年の職場における熱中症による休業 4 日以上死傷者数は 36 人（うち建設業で死亡 1 人）で、猛暑であった平成 22 年の 43 人（うち死亡 4 人）に次ぐ人数となっており、平成 27 年の業種別死傷者数の内訳は製造業が 10 人、建設業及び建設現場に付随して行う警備業（以下「建設業等」という。）が 9 人、商業が 6 人、自動車貨物運送業が 3 人などとなっております。

また、全国では平成 27 年の職場における熱中症による死亡者数は 29 人と例年より多く、特に、建設業等が 18 人となっております（詳細につきましては、別紙 1 の 5 「平成 28 年の熱中症による死亡災害の詳細」をご参照ください。）。

このため、埼玉労働局といたしましては、平成 28 年は、製造業及び建設業等を熱中症予防対策の重点業種とすることとし、基本対策のうち、留意すべき内容等を別紙 1、2 のとおり資料としてお送りいたしますので、貴職におかれましては、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。